

# 弘前藩日記目録

(三)

## 弘前藩政史研究会

(延宝九年閏年二月小)

廿二日 晴

- 1、式日寄合
- 2、福士長九郎を御小人頭に仰付、當年江戸御供付けける
- 3、明廿三日、江戸行の碓谷新八を召出
- 4、魚鳥類を下し買かれたる蓄以下御札登城
- 5、並物病氣にのき書状をもつて御札
- 6、併京左門上杉家御預けの旨飛脚来り、御機嫌伺いのため馬廻番頭迄登城

廿三日 日 晴 細雨

- 1、本日発足の江戸御先一行の差図を藤谷新八に仰付
  - 2、最勝院住職百沢寺/百沢寺住職回上寺/回上寺住職橋雲寺/華秀寺住職常源寺/常源寺住職空禎院/海蔵寺住職月峰院/隣松寺住職京徳寺 右申渡
  - 3、青木市右衛門他一名に大納戸役仰付
  - 4、浅利市左衛門他二名江戸御供願の通り仰付
  - 5、田村郷右衛門義母引越申渡、願の通り申渡
  - 6、中村直致義春庵病死に付、母に逢申渡、御供にて露登渡
- 言 願の通り許可

廿四日 晴

- 1、御札打登屋
- 2、小納戸、大納戸荷物出金二百

西、江戸町人共贖金を登す

3、泉田村小知行

小兵江宅焼失

4、江戸へ飛脚

5、山中次郎

九郎他一名江戸御供御宛

6、西の馬場にて御馬

御見

7、小姓組岡半兵衛他大名 御書物写仰付

廿五日 晴

1、尾中政 御仏参、御名代も無

2、八木橋武右

征門御供御宛により、吉崎与次右衛門等と申合、大

納戸相勤むべき旨申渡

3、山田清左衛門等も罷

登可き由申渡

4、御国役者付當年登せざる由申

渡

5、御馬廻小笠原源五兵衛御預者の所へ参り

酒膳致し候に付置塞申付

廿六日 日 晴

1、玄蕃へ御名乗の一字下置され、政朝と御改

2、大寺へ御手廻三番組並に与力仰付られ、御名乗の一

字下され政果御改

3、並物へ御名守御名乗下置

され、津輕並物政広と御改

4、津輕左門へ御手

廻組五組の御書付を渡す

5、渡辺持直へ与力十

騎仰付らる

6、玄蕃、大寺へ三才騎一疋充下さ

る

7、籠紗の合羽石に同じ

8、木村八左衛

門に三両ニ歩加増、都合金一枚に仰付けらる

9、小幡孫八四面加増、都合金十兩、池田金右  
江門跡式高石石俵安右江門に相慮無く下置かる。

11、14、秋元金江門他三、同じく跡式許可、15、御  
足輕組分々帳枚只右江門存ど十一人へ一冊充、御家

老中より渡さる、16、風合瀬村百姓山三郎より出  
火四軒焼失、17、御罷神の神主惣宮入夫妻付て以

て、御籠神の御堂大破につき修理申立、願の違許可  
は、八幡熊野両神主より、社宜西の社宜十人両社に雇

夜籠り社務並に掃除仕り候につき御扶持下度された  
事申し来るにつき、御前守中一人扶持方充十人に

下さる旨申渡す、19、乳井毗沙内に而三月三日御  
神樂毎年の如仕り度申立候処許可、20、鳴海九

兵征勇子なく弟の養子を許可、21、神源右江門病  
死、律幼少、高三十五の中十五下され、残二十石御

百並本物成御耳其差上させ候之と主水へ申渡す  
廿七辛亥日 賜

1、高倉五兵征法名付罷と改、十徳着登城御目見  
2、辻直益御廻様方御下候につき御用為可被仰付、

当江戸詰御免座さる、3、福士殊三右江門義神又  
兵江組当分支配の所組の中無調法これありに付、勤

仕違慮の処御免、4、神又兵江右に同じ、5、  
小蔵三左江門義無調法これありにつき奉公遠慮御付

付られ候処御免、6、山中大左江門細御足輕石井  
長右江門兼銀喜院と二人最勝院内の者打擲いたすの

科により籠舎御付られ、知行召し渡枚せりる由申渡  
7、最勝院衆徒頼喜院籠舎の義申渡す、8、夕御膳

區外馬場へ御出  
廿八壬子日 賜

1、例月の諸洵礼、2、4、玄蕃、大寺、監物御名  
兼一字下されたるにつき御礼差上ぐ

廿九癸丑日 賜  
1、鈴木可卜、岡本龍哲義、当番の折、江戸上下の節

道中斗刃差申すべき由申渡す、2、洪水による知  
行田地收納不能の藩士に租を貸出す、3、唐牛手

右江門、白戸七右江門役番差上申すべき由仰出され  
青池与四右江門にあすける

三十甲子日 曉 (眞を子とまちがう)  
1、將監付の与力十人を申渡す、2、作事奉行大湯

市兵征誓詞、3、5、誓詞、6、江戸登の御供、  
列座の上、殿様出座し直中控、江戸にての御家訓を

誦む、7、10、小倉作左江門他十三名、精勤の由  
を以つて金銀下賜さる、11、24、久昌院未訪の接

待、並備、25、長病及びの百沢次五兵征鱒ヶ沢御役  
赦免、26、28、鳴海勘兵征他三名大道寺身人へお

あすけ  
延宝九年酉年三月小  
一乙丑日 賜 (卯を丑にして、三月中ずれる)

1、江戸へ飛脚 2、御宿取出登

目見 4、誓詞 5、御目見 6、御苗守中

守る糸目役人に出す 7、8、右筆など御用のものを

を残すよう命ず 9、上家屋敷貸借について

10、洪水で功績のあつたものに褒美 11、12、江戸登

甲付 13、下右筆任用 14、縁組願 15、耕

春院、革秀寺僧の件 16、17、22、素庵様御舞(七)

23、病氣回復江戸登の願 18、19、20、御城代以下の御

苗守中の勤務について

二丙寅日 晦

1、5、長勝寺御廟参の件 6、江戸より飛脚

7、江戸より家臣到着 8、病氣養生中の家臣の処

置 9、跡式 10、久昌院へ白銀 11、素庵

様へ白銀 12、13、伊左内、庄右内様へ時服ほ

か、14、18、時服、褒美など下さる 19、31、

今日の褒美の寛 32、病氣回復、御目見の願

33、42、御印の扱い宿繕札扱い江戸登の服装について

申渡 30、青森御町奉行申渡

三丁卯日 晦 終夜雨

1、参勤出發 2、御家老の衆物配置 3、御馬

頭魚頭の衆物配置 4、御登馬の作法 5、久

昌院へ暇を 6、7、素庵様、御部屋様へ御使

8、碓ヶ岡へ飛脚 9、江戸へ飛脚 10、南へ御

供の者の名 11、勤番交代 12、火事の時の御

人割帳

四戌辰日 昨夜雨及終夜

1、碓ヶ岡より飛脚 2、鶴、瀬良沢村より差上

3、誓詞 4、天井破損 5、罎の件

6、御守札の件

五己巳日 晦 夜雨

1、沖口御印御条目の件

六庚午日 晦

1、4、御検地奉行ほか誓詞 5、御細工所の人止

についての 6、山形へ飛脚

七辛未日 晦 夜雨

1、將監官で二汁八菜

八壬申日 晦

1、綴子より飛脚 2、参勤、洪水のため日程変更

3、金銀一貫目十面以上の扱い 4、尾太の運上に

向する人事 5、江戸より飛脚

九癸酉日 晦 風

1、土井能登守より御役御赦免について 2、碓ヶ

沢沖横目誓詞

十甲戌日 晦 風

1、江戸へ飛脚 2、稲盗人逃げ、追つたところ、

十川にとびこみ溺死

十一乙亥日 晦

1、三日市大夫へ下され物の寛 2、十三御蔵奉行

誓詞 3. 病氣養生の願

十二丙子日 暘 子刻地震

1. 唐牛甚右江内甥三忌、登城なし

2. 松前主水佐藤権左江内より書状―出米の礼―

十三丁丑日 暘

1. 寄合場の甚右江内ら出座

十四戊寅日 暘

1. 病氣回復の家臣、江戸登り

十五己卯日 暘

1. 馬十六疋江戸へ 2. 御家中諸御礼

十六庚辰日 暘 申刻細雨

1. 菓腐目出したものに褒美 2. 貝の玉今別より

献上 4. 熊皮献上 4. 新庄領金山より飛脚

5. 二六芦毛病死

十七辛巳日 暘

1. 式日寄合

十八壬午日 暘夜雨

1. 石川村火事

十九癸未日 昨夜雨及今巳刻

1. 鰯ヶ沢御蔵目付誓詞

廿甲申日 暘 風 夜雨

1. 江戸へ大工、木びき登す 2. 江戸より飛脚

廿一乙酉日 暘 風 1. 中佐渡村佐藤太次兵江の上家屋敷桶屋町のものの

処置 2. 大秋 壇根普請惣奉行申付

廿二丙戌日 暘 風

1. 式日寄合

廿三丁亥日 暘

1. 鰯ヶ沢御蔵火事番申付

廿四戊子日 暘

1. 将監甥の忌で登城せず 2. 玄須古村の土争普請

廿五己丑日 暘

1. 徳田町火の番申付 2. 十歩一本補改請松役

人申付

廿六庚寅日 暘

1. 御回国下向、御召船修覆の役入申付 2. 玄須

新田代官人幸 3. 久昌院御衣敷番人任命

4. 江戸へ飛脚 5. 江戸より下着

廿七辛卯日 暘 夜雨

1. 式日寄合 2. 3. 誓詞 4. 女房子供祈極

不届者の処置 5. 碓ヶ岡火事

廿八壬辰日 細雨

1. 諸御礼 2. 玄須水上場普請調査より帰る

3. 忌御免

廿九癸巳日 細雨

1. 深浦御衣屋番付申付

(張子の日記目録にのづく)

天保八年申年十二月大

一丙戌日 雪

1. 衣上刻、如例の諸御礼(他一)
2. 高倉兵右
3. 家督の御礼
4. 征門娘祝言相済、御礼(他三)
5. 祝言御礼二
6. 祝言御礼二
7. 知行拝領御礼
8. 祝言御礼二
9. 名替御礼六名
10. 初御目見三名
11. 十三名
12. 後住御礼二寺
13. 初御目見三名
14. 祝言
15. 名替、初御目見六名
16. 役替、新規役仰出(二十二項)
17. 未酉年江戸御供仰付、家老以下
18. 尾太銀山支配之唐牛甚石征門へ仰出す
19. 根沢の楮土掘出仰付
20. 大目付前部左征門明日御礼申すべき由仰出す
21. 今日の御役仰付ら
22. 御目見の誓詞、四六七日の三日中にすべきこと申
23. 書院モの同誼めの重臣の上下は裏付を
24. 誓用すべき由(他一)
25. 江戸より飛脚、
26. 去月十二日、公方様より若殿様鯛一折ニ枚拝領
27. 亥日 雪 五下刻地震
28. 誓詞
29. 公方様より拝領の鯛到着、今朝
30. 料理、二汁七菜、対面所にて召上り、重臣相伴
31. 右御祝儀の料理、二汁五菜にて他の家臣も頂戴
32. 右耳領の鯛、おすそわけとして又書院へ進めりる
33. 御目付の者誓詞
34. 鯛拝領の祝儀のため、物

願以上登城

12. 誓詞

三戌子日 風雪

1. 江戸へ飛脚
2. 徳松様の西の丸へ御移りの祝儀のため、傍島主水を登せ金の着添として遣す
3. 相馬丸左征門も右に遣す
4. 御金八箱、右二人受取、今曉出発申渡す
5. 今日の御能御儀式
6. 御能見物仰付られし面々、辰の下刻初まる
7. 着主翁の向にて見物、以下、御能組内容、番組、狂言
8. 御料理ニ汁九菜、御吸物、御肴、御菓子、御濃茶、面々の者御菓子、御薄茶
9. 御能四番盛御申入、重臣相伴
10. 御能済
11. 御見所にて御には金立御菓子、御申入前二度、御申入以後一度、但、初の御菓子には御酒を出す
12. 牧野寛左征門、中村直叔、松山玄三相伴
13. 御能諸係
14. 御能首尾よく申中刻相済
15. 四己五日 雪
16. 不時の寄合
17. 今朝飯前に誓詞
18. 町人
19. 足の使用には判形不要にてもよし
20. 楮土八十
21. 五寅掘出した由
22. 五庚寅日 晴
23. 辰刻長藤寺へ仏参、如例
24. 不時寄合
25. 木立勘十郎江戸において不届なる人足を手討致し
26. 運塞の処、御慈悲にて赦免の由、申渡す
27. 急用にて諸役明大目登城の由申渡す(他一)
28. 十之丞以下四人の病氣改めあり

六辛卯日 賜

1、唐牛与右江内を病気の傍島主水に代りて江戸の徳松様の祝儀使者の代理を下命 2、節分の年男を下命 3、18、今日御役替、新規御役仰付

19、前髪取、名替の者の役替 20、25、役替

26、去月十二日公方様より拝領の鯛の御料理前日の相伴者以外の一門重臣に下さる 27、右の御礼

28、不待寄合 29、30、斎藤又左江内不届につき扶持取上り領外進放 31、御奉行目付工藤伊兵江病

貴にて扶持切米取上けらる 32、斎藤又左江内の家屋敷改請取役を申渡す

七壬辰日 賜

1、2、誓詞、3、式日寄合 4、誓詞

八癸巳日 賜

1、御用につき重臣出座 2、3、4、誓詞

九甲午日 賜

1、2、朔十日の奉庵末訪の料理、相伴、案内(他三)

5、傍島主水病氣にて代役の与右江内に引継ぐよう飛脚を出す 6、7、赤根末の猪土見分の者を派遣

8、江戸より飛脚

十乙未日 賜 夜誓

1、奉庵末訪の諸役十三項 14、18、馳走の準備、

内容等五項 19、誓詞 20、御公用の猪土の儀

につき役人を派遣 21、本丸馬場にて御馬御覽

十一丙申日 賜

1、2、誓詞 3、御物頭御番割 4、5、12、帰國の直中精勤の者に褒美を下された儀

十二丁酉日 賜

1、誓詞 2、式日寄合(他一) 4、前髪取、

名替の御礼 5、6、文昌院御出 7、浪岡處の

三島村橋助出火馬五疋焼死 8、江戸より飛脚

十三戊戌日 賜

1、5、13、御煤掃 14、15、掃除相済み重臣祝儀を申し

料理御相伴 16、文昌院よりお菓子 17、古い

守札は例年通り最勝院へ 18、大湯彦八家末左五

兵征不届につき進放 19、詰座敷三の向東方柵に

御鞭差置くよう仰付く 20、今晚より勤めの者、

今日の祝儀は昼間のものであるから、暮大より高衣

を取申すべき由仰出す

十四己亥日 賜

1、長勝寺へ御名代 2、松田五郎左江内兵書講習

十五庚子日 賜

1、月次御礼 2、右相済、精勤の者にそれぞれ、

金子を下置かれ、また領内束物御免など申渡す

3、油布宇太夫に寄合を命じ、末春の御供を直接仰渡

4、5、57、末春の御供を仰出す 58、当秋の泮水の節

御申候者に以後もよくのとむるよう申渡す

59、進藤庄兵衛領病死につき孫虎之助を惣領に仕度

由、頼の通仰付 60、66、末春の御首守居の御小  
住の者に由蒞しの儀 67、69、郡奉行田山藤左江  
内の精勤に褒美を遣すが、百姓が痛まぬように扱え  
と申渡す

十六辛丑日 陽

1、南宮勘右江内他二名赤根次より帰り登城

2、江戸へ飛脚

十七壬寅日 陽

1、宇木夫誓詞 2、4、誓詞 3、式日寄合

4、本之助、刑部左江内御用につき相詰める

5、14、節分御祝儀の覧 15、44、明日の御能の御  
儀式覽 45、本丸馬場にて責馬

十八癸卯日 陰

1、7、辰刻より御能初む

十九甲辰日 陽

1、13、松前兵庫殿より使者、その応待

14、献上の箱土の管理を申渡す

廿乙巳日 陰

1、2、不時の寄合 3、青森町万右江内紀州の番五  
郎出入の事金儀申付けける 4、久米新七家来大兵

江不届につき追放 5、江戸より飛脚

廿一丙午日 陰 昨夜雨

1、不時の寄合

廿二丁未日

1、式日寄合(他一) 3、首守居支配七番組監物  
与力仰付けられ、集合を申渡す 4、江戸の上屋  
敷末春御長屋割の組合せを各頭に申渡す  
廿三戊申日 昨夜大風、雪及全午刻

1、2、諸寺院歳暮の祝儀に登城 3、鳥屋権兵江他

三名、末春の御供を救免 4、成田七郎右江内二

男半市御児小姓に召出され支度金十両下置かる

5、江戸より飛脚

廿四己酉日 昨夜雪一尺余

1、松田五郎左江内雄龜講談(他二) 4、首守居

三番組高田市左江内帳面に記されていない点を金儀  
するよう申渡す 5、小身の者の江戸長屋住居に

ついて 6、不届の者、城下追放(他一)

8、養子許可 9、病長の者の役銀差出すを許可

10、右の者女子ばかりにて養子願許可 11、右に準  
する者許可 12、病氣本復の者の再勤許可

13、置養子許可 14、藤先寺後住承認 15、17、  
隠居願許可 18、和田道伯の道中乗物騎手を許可

19、白取孫兵江の御小細工之頭不許可 20、末春御  
供願出の者二人不許可 21、大坂屋久兵江屋敷願

の儀不許可 22、御足輕小知行の出銀帳の改役、  
金銀受取役を申渡す 23、家老、用人、大目付そ

の他、席々上下着用の者、夜に入り、酉刻より肩衣  
取り申すべき旨、また格別の目を仰出す

24、長崎寺、報恩寺へお茶を遣す 25、文田菊阿弥へ来春の御供仰付 26、27、跡式許可

廿五庚戌日 晦

1、朝日の如く報恩寺御参詣 2、16、明日御用に付き面々に登城を申渡す

廿六辛亥日 晦

1、誓詞 2、5、溝江半右内毛内右右内与力五騎宛仰付らる 6、刑部左内右石加増

7、10、加増 11、17、午当加増 18、成人の婦

子、家督相続まで諸式見習の爲、御手廻、御馬廻組に請入するので、よく勤めるよう申渡す

19、22、御手廻組入の者に仰渡す覚 23、隠居願、家督相続許可、24、27、御小住組等に入らる親

方の者に手当支給 28、大湯五郎兵衛、正月廿四日誓上守の御法事の参列のため江戸へ出発するよ

う申渡す 29、浅利伊兵衛に一面日中に支度次才御供を申付く 30、福土甚十郎の上方へ御用仰付

けてもよきよう仕度を命ず 31、諸番の人、刀置願の覚 詰座敷中の臺子の置場等

32、35、午下刻久昌院へ御出

廿七壬子日 晦

1、式日寄合(他二) 4、黒土刑部左内御礼

5、癩瘵病で十九死にし申(他二) 8、誓詞

9、10、正月廿四日急徳院五十回忌法事の使者大湯五郎

兵衛、明廿八日出発するよう仰付く 11、酒井雅

余鐘御役儀御免の祝儀の使者浅利伊兵衛を仰付、廿八日出発を仰出す 12、御目見の儀申渡(他二)

15、名替 16、庄兵衛青森より帰り廿八日御目見(他二) 19、20、御料理二汁七茶御相伴の者、

1、城内諸士の刀置、茶並湯呑所仰出す 21、築物

御渡近江へ切米三十俵、家屋敷下さる旨申渡す 22、夕御膳遣、対面所で御拍子三番、狂言三番仰付

23、献上の幕土水干を大円寺の清水御鳥屋殿にて仰付 24、大租足輕与力十五騎、番入を申渡す

廿八癸丑日 晦

1、月次御礼 2、3、重臣の名改下さる旨仰出す(他一) 4、5、公方様より拝領の玄猪、伊右

江内に送めらる(他四) 10、前髪取の御礼 11、加増、12、役取替 13、新規召出の者の御目

見 14、北の丸へ御出、雑煮上げる(他一) 16、歳暮御祝儀差上候覚 17、18、表御坊主十二人新規召出(他二)

廿九甲寅日 晦

1、2、誓詞 3、松田五郎左内行門雄鑑講談(他一)

5、江戸へ飛脚 6、7、8、加増の分、俵子を金子に直し置くよう、新知並役料の分の支給の巻図

廿九卯日 大吹雪 (記事なし) (56号の日記目録の脱落の部)